

豊田市内事業者向け 事業活動と環境シリーズ 02

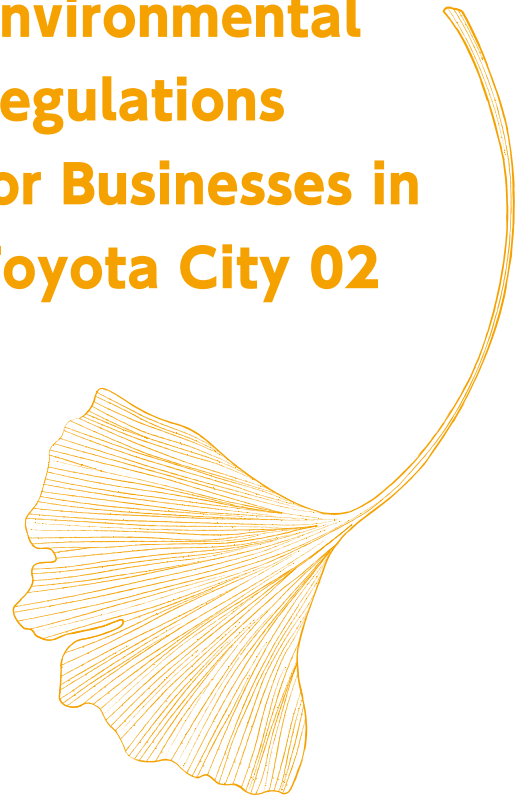
覚えておきたい環境法令

廃棄物・リサイクル

— 第3版 —



Environmental
Regulations
for Businesses in
Toyota City 02



Environmental Regulations for Businesses in Toyota City 02

覚えておきたい環境法令

廃棄物・リサイクル



Contents

概略

排出事業者の責務の概略	02
環境法令違反のリスクと違反事例	03

処理手順

産業廃棄物処理の手順	05
------------	----

種類と保管

廃棄物の区分と種類	07
廃棄物の保管	13

委託契約

処理委託先の選定と契約	15
産業廃棄物管理票(マニフェスト)の管理手順	18
産業廃棄物管理票(電子マニフェスト)のしくみ	20
処理委託先の実地確認	21

届出一覧

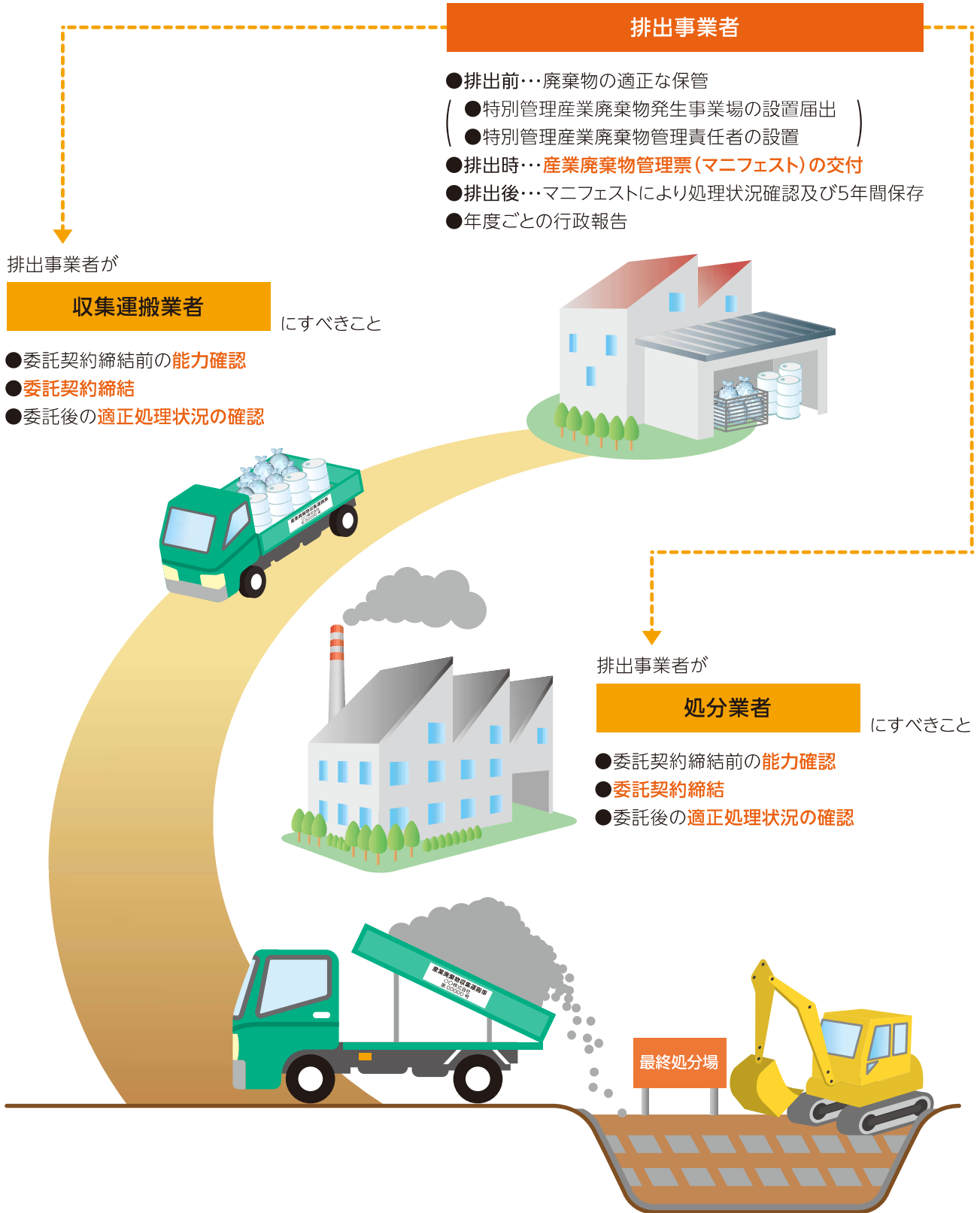
届出・提出物一覧	23
----------	----

事例・参考

関連する環境法令との位置付け	24
廃棄物の減量と適正処理	25
実務担当者は知っておきたい、間違えやすい事例	27
用語集	29
質問・相談のための窓口	30

排出事業者の責務の概略

排出事業者は、排出した廃棄物を自らの責任において適正に処理しなくてはなりません。



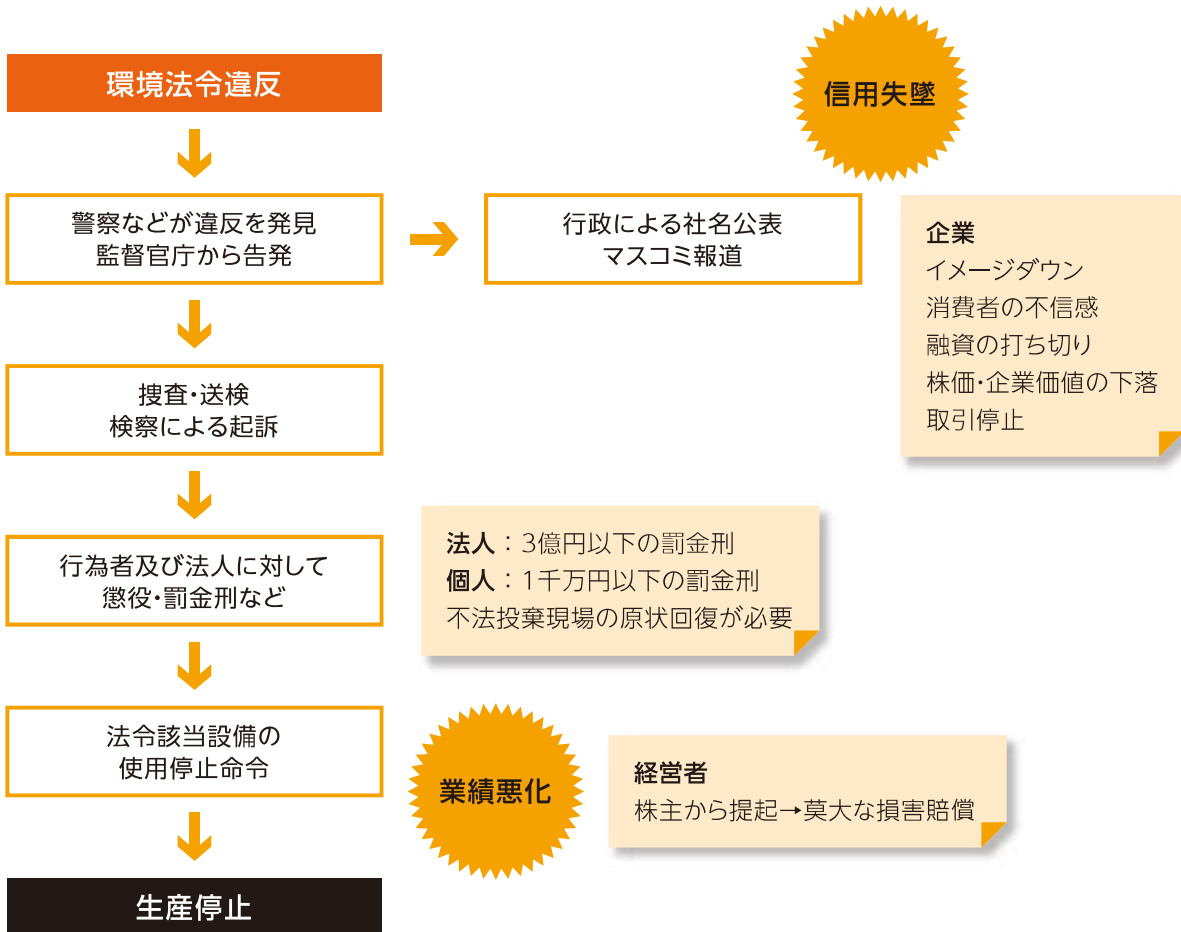
注意事項

事業活動から出る全てのごみは事業系ごみです。店舗、事務所、飲食店などから出る事業系の一般廃棄物は地域にあるごみステーションやリサイクルステーションには出せません。(詳細はP7~8をご参照ください。)

環境法令違反のリスクと違反事例

●「環境法令を守ること」＝「企業を守ること」

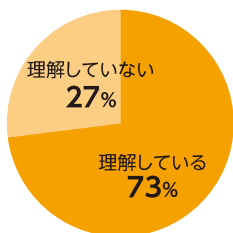
環境関係の法令に違反した場合、工場での生産ができなくなるおそれがあります。
生産活動を継続するためには、**異常の早期発見・未然防止**が大切です。



●豊田市内事業所の廃棄物処理の状況

下図は、令和3年度に豊田市廃棄物対策課が市内の事業所を訪問指導した際に聞き取りした結果です。
(市内に存在する約12,000事業所のうち、518事業所に対して実施)

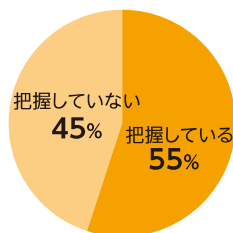
排出事業者責任の理解



排出事業者責任を
理解していない **27%**

一番厳しい罰則が適用される違反を犯す**可能性大**。
排出事業者責任を理解せず、「産廃業者又は第三者に全て任せている」という認識は危険です!

処理委託した産業廃棄物の処理方法や流れの把握



処理方法や流れを
把握していない **45%**

排出事業者責任は、委託した産業廃棄物が適正に最終処分されるまで消えません。
処理を委託した廃棄物の処理方法や処理状況を、処分が完了するまで自ら管理することが必要です。

排出事業者責任が基本の法体系であるため、「**ルール**の理解」と「**委託先**の選定」は最重要項目です!

●法令違反の事例

廃棄物は各法律や条例に基づき適正に処理しなければ、地域環境を悪化させるだけでなく事業者の不利益にもつながります。

(1)委託基準違反に関する事例

実施したこと	刑罰(処分)	確認ページ
工事で発生した産業廃棄物を積み込み積み下し場所である都道府県又は政令市の許可を持たない業者に運ばせた	5年以下の懲役若しくは1000万円以下の罰金又はこれの併科	P15
産業廃棄物収集運搬の許可を持つ業者に対し、委託契約書を作成することなく、産業廃棄物の収集・運搬を委託した	3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金又はこれの併科	P16
委託契約書を締結しないまま産業廃棄物の処理を委託し、事後に契約書を交わした	3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金又はこれの併科	P16
産業廃棄物収集運搬の許可を持つ業者に委託したものの、契約終了日から5年間、委託契約書を保存していなかった	3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金又はこれの併科	P17
産業廃棄物収集運搬委託契約時に産業廃棄物の発生地・処分地の許可を確認せず委託契約書を締結した	3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金又はこれの併科 ※許可がない場合 委託先処理業者選択基準違反(5年以下の懲役若しくは1000万円以下の罰金又はこれの併科)	P15

(2)管理票(マニフェスト)違反に関する事例

実施したこと	刑罰(処分)	確認ページ
産業廃棄物収集運搬の許可を持つ業者に対し、産業廃棄物を引き渡す都度、マニフェストを交付しなかった	6月以下の懲役又は50万円以下の罰金	P18
産業廃棄物収集運搬の許可を持つ業者に対し、法令で定める規定の記載をしないうで、マニフェストを交付した	6月以下の懲役又は50万円以下の罰金	P18

(3)豊田市廃棄物対策課が市内の排出事業場を訪問啓発した際に、指摘が多かった事例

項目	指摘内容	指導事項	確認ページ
処理方法	全て一般廃棄物として処理	一般廃棄物と産業廃棄物に分けて適正処理すること	P08
委託契約書	契約書未作成あるいは契約書の保管が不適切	●必ず書面で契約を締結すること ●契約書を適切に保管すること	P16
産業廃棄物管理票(マニフェスト)	マニフェストの未交付・未提出	廃棄物を処理する際はマニフェストを交付すること	P18
	マニフェストを交付しているが不備がある		
	●交付が業者任せになっている	適切に管理するため、交付の際は内容を確認すること	
	●記入不要欄に斜線が引いていない	斜線を引くのが望ましい	P18
	●マニフェスト右下の確認欄(返送日チェック・署名)の不記載	返送日を確認し、適切に管理すること	
	●未整理(保管されていない、捨ててしまっている)	整理をして1年間分ずつまとめて保管すること	
	交付等状況報告書の未提出	様式・記入見本を渡し、提出すること	P23
保管施設	保管基準の遵守(保管場所の掲示板未設置など)	保管基準を遵守し、掲示板を設置すること	P13

「法令違反」や「市長へ報告書届出要」に該当する項目があります。いずれも排出事業者の責任となります。

産業廃棄物処理の手順

1 廃棄物の発生

廃棄物の区分を確認してください。 ▶▶ P07



2 種類の確認

産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物に該当する種類(品目)を確認してください。

- 産業廃棄物 ▶▶ P09
- 特別管理産業廃棄物 ▶▶ P11



3 特別管理産業廃棄物発生事業場の設置届出書の提出及び特別管理産業廃棄物管理責任者の設置

特別管理産業廃棄物を発生する事業場は、発生事業場設置届出書の提出及び管理責任者の設置が必要です。 ▶▶ P11～12

根拠法令

条例第12条第1項
法第12条の2第8項
及び第9項



4 適正な保管

産業廃棄物を処理するまでの間、省令で定める保管基準に従い、生活環境の保全上支障のないように保管してください。 ▶▶ P13

根拠法令

法第12条第2項



5 収集運搬業者及び処分業者の選定

委託先を選定する際は県知事や市長の許可があるか、委託する産業廃棄物はその許可された事業範囲に含まれているかを確認してください。 ▶▶ P15
許可業者は(一社)愛知県産業資源循環協会や愛知県、豊田市のホームページで検索することができます。

(一社)愛知県産業資源循環協会
<https://www.aisanky.com/>



根拠法令

令第6条の2第1号
及び第2号



6 収集運搬業者及び処分業者の委託契約締結前の確認

委託先の業者が廃棄物を適正に処理する能力を備えているか確認してください。 ▶▶ P16
また、確認チェックシートに記録し、5年間保存してください。 ▶▶ P21

根拠法令

条例第11条第1項
規則第5条第2項



7 収集運搬業者及び処分業者と委託契約締結

委託契約は書面により行います。収集運搬や処分に係る基準を含み、許可証の写しなどが添付されていなければなりません。契約は収集運搬と処分の両方を同一人に委託する場合を除き、運搬と処分を区分して締結してください。 ▶▶ P16

根拠法令

令第6条の2第4号
規第8条の4



8 廃棄物の引き渡し及びマニフェストの交付

マニフェストは産業廃棄物の種類ごと、運搬先ごとに交付し、マニフェストに記載された種類、数量、受託者の氏名などが相違ないことを確認してください。 ▶▶ P18

根拠法令

法第12条の3及び
規第8条の20



9 マニフェストにより処理状況確認及び5年間保存

マニフェストのA票及び処理業者から送付されたB2、D、E票により処理状況を確認してください。マニフェストは5年間保存してください。 ▶▶ P18

根拠法令

法第12条の3第6項
規8条の26



10 収集運搬業者及び処分業者の委託後の確認

委託契約締結前確認と同様に委託後も廃棄物が適正に処理されているか確認し、記録をしてください。 ▶▶ P21

根拠法令

条例第11条第2項



11 委託契約書を5年間保存

委託契約書及び添付書面は、その契約の終了の日から5年間保存してください。 ▶▶ P17

根拠法令

令第6条の2第5項
規8条の4の3



12 年度ごとの報告や届出

マニフェストの交付状況を毎年報告してください。 ▶▶ P19

根拠法令

規第8条の27ほか

13 その他

関連する環境法令との位置付け ▶▶ P24

廃棄物の減量と適正処理 ▶▶ P25

用語集、相談窓口 ▶▶ P29, P30

凡例

法 …… 廃棄物の処理及び清掃に関する法律

令 …… 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令

規 …… 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則

条例 …… 豊田市産業廃棄物の適正な処理の促進等に関する条例

規則 …… 豊田市産業廃棄物の適正な処理の促進等に関する規則

廃棄物の区分と種類

● 廃棄物とは？

「廃棄物」とは、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であって、固形状又は液状のもの(放射性物質及びこれによって汚染されたものを除く。)です。



point

事業者の活動によって発生したP09～11の表に掲げる廃棄物は産業廃棄物です。市の処分場では処理をしませんので、事業者の責任で適正に処理をする、又は許可のある業者に委託して処理してください。

※事業者とは、規模の大小、営利を目的として営むものに限らず、公共公益事業なども含めたあらゆる事業活動を営むものです。
(例) 商店・コンビニ、飲食店・ファーストフード店、工場、事務所、ホテル・旅館、病院、薬局、美容院・理容店、大工、農家、不動産会社、福祉施設、学校、官公署など。

●事業活動に伴って生じた廃棄物の処理方法

事業活動に伴って生じた廃棄物は、**地域にあるごみステーション及びリサイクルステーションには出せません。**
以下の方法で処理をしてください。ただし、渡刈町リサイクルステーションのみ事業系古紙類の回収を行っています。

産業廃棄物

①産業廃棄物処分場へ自己搬入

事業者自らが許可を受けた産業廃棄物処分場に持ち込む。

②運搬と処分を許可業者に委託

許可を受けた産業廃棄物収集運搬業者に運搬を、産業廃棄物処分業者に処分を委託する。

※いずれの方法で処理する場合でも、**委託契約書の作成及び産業廃棄物管理票(マニフェスト)**の交付が必要です。

許可業者の紹介やマニフェストについては、下記にお問い合わせください。

(一社)愛知県産業資源循環協会

名古屋市中区金山2-10-9第8フクマルビル5階 TEL : 052-332-0346

愛知県又は豊田市のホームページにも許可業者の一覧を掲載しています。

事業系一般廃棄物

事業所から出るごみ(事業系一般廃棄物)の分別・出し方
<https://www.city.toyota.aichi.jp/jigyousha/jigyogomi/1004326.html>



①一般廃棄物処理施設へ自己搬入

事業者自らが市の処理施設及び一般廃棄物処分業者等に持ち込む。

●生ごみ・リサイクルできない紙類…… 渡刈クリーンセンター …………… TEL : 0565-28-2000
藤岡プラント …………… TEL : 0565-76-2027

●リサイクルできる紙類 …………… 市内にある古紙回収問屋
福田三商(株)豊田営業所 …………… TEL : 0565-24-8322
(株)マルチョーリサイクル …………… TEL : 0565-32-2885
まる藤商会(有) …………… TEL : 0565-51-0052
藤岡プラント …………… TEL : 0565-76-2027

渡刈町事業系古紙リサイクルステーション

豊田市渡刈町大明神 55-6 午前10時～午後6時(年中無休 ※年末年始除く)

●刈草・剪定枝 …………… 緑のリサイクルセンター …………… TEL : 0565-43-2080
市内にある一般廃棄物処分業者
コメジ・ソシオ(株) …………… TEL : 0565-58-1100
(株)鈴建 …………… TEL : 0565-41-2003
フルハシEPO(株) …………… TEL : 0565-42-8561

②運搬と処分を許可業者に委託

豊田市の許可を受けた一般廃棄物収集運搬業者等に運搬を委託し、

市の処理施設及び一般廃棄物処分業者で処分する。

市の処理施設や一般廃棄物収集運搬業者・処分業者等については、下記にお問い合わせください。

循環型社会推進課 TEL : 0565-71-3001

「産業廃棄物」「資源」「事業系一般廃棄物」の分別を徹底し、適正に処理することが重要です!

●産業廃棄物に該当する20種類

(1)全ての業種で産業廃棄物となるもの


種類	主な具体例
 燃え殻	石炭殻、焼却炉の残灰、炉掃除排出物、その他の焼却残さ
 汚泥	排水処理汚泥、下水汚泥、製造工程から出る汚泥物、メッキ汚泥、研磨かす
 廃油	潤滑油、絶縁油、切削油、鉱物性油、動植物性油などの油類、タールピッチ
 廃酸	写真定着廃液、廃硫酸、廃塩酸、廃ホルマリンなどの全ての酸性廃液
 廃アルカリ	写真現像廃液、廃ソーダ液、金属せっけん液など全てのアルカリ性廃液
 廃プラスチック類	ボールペンの軸、弁当などのトレー容器、ポリ袋、発泡スチロール、合成樹脂、合成繊維、合成ゴム(廃タイヤ含む)など全てのプラスチック製品
 ゴムくず	天然ゴムくずなど
 金属くず	飲料用缶などの空き缶、事務いす、スチールラック、電化製品などの金属製品、鉄くず、非鉄金属くず、切削くず、溶接かす
 ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築または除去に伴って生じたものを除く)および陶磁器くず	ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く)、耐火レンガくず(工作物でないもの)、陶磁器くず(器、石綿を含む石膏ボードなど)、空き瓶
 鉱さい	鋳物廃砂、電気炉などの溶解炉かす、キューポラのノロ、不良石炭、粉炭かす
 がれき類	工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片、レンガの破片、アスファルトの破片、瓦くず、その他これらに類する不要物
 ダスト類	大気汚染防止法に規定するばい煙発生施設、ダイオキシン類対策特別措置法に規定する特定施設、又は産業廃棄物の焼却施設などで発生するばいじんであって、集じん施設で集められたもの

(2) 特定の業種(事業活動)から排出される場合に産業廃棄物となるもの

特定の業種以外の業種から排出される場合は、事業系一般廃棄物となります。 ▶▶ P08

種類	業種	主な具体例
 紙くず	パルプ製造業、紙加工品製造業、印刷出版業、製本業、印刷物加工業など	全ての紙くず
	建設業	工作物の新築、改築又は除去に伴って出る紙くず
 木くず	木材製造業、木製品製造業、家具製造業、パルプ製造業、輸入木材卸売業、物品賃貸業	木材片、おがくずなど全ての木くず
	建設業	工作物の新築、改築又は除去に伴って出る木くず
	全ての業種	貨物の流通のために使用した木製パレット
 繊維くず	繊維工業(繊維製品製造業を除く)	木綿くず、羊毛くずなどの天然繊維くず
	建設業	工作物の新築、改築又は除去に伴って出る繊維くず
 動植物性残さ	食料品製造業、医薬品製造業、香料製造業	原料として使用した動物や植物に係る固形状の不要物(あめかす、のりかす、醸造かす、発酵かす、魚・獣のあらなど)
 動物系固形不要物	と畜場、食鳥処理場	と殺・解体した獣畜、食鳥処理をした食鳥に係る固形状不要物
 家畜のふん尿	畜産農業	牛、馬、豚、ニワトリ、ヤギ、羊などのふん尿
 家畜の死体		牛、馬、豚、ニワトリ、ヤギ、羊などの死体

(3) その他

種類	主な具体例
 13号廃棄物	上記の産業廃棄物を処分するために処理したもので、それらの産業廃棄物に該当しないもの(有害汚泥のコンクリート固形化物など)

●特別管理産業廃棄物の種類

産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性など人の健康又は生活環境に影響を及ぼすおそれのあるものは、特別管理産業廃棄物として別に定められています。

特別管理産業廃棄物は、排出されてから処理されるまでの間、常に注意して取り扱う必要があります。排出事業者は、事業場ごとに特別管理産業廃棄物管理責任者の選任など、通常の産業廃棄物に比べ特別な管理及び処理方法が義務付けられています。

種類	主な具体例
引火性廃油	産業廃棄物である揮発油類、灯油類、軽油類(引火点が70℃未満の廃油)
腐食性廃酸	水素イオン濃度指数(pH)が2.0以下の廃酸
腐食性廃アルカリ	水素イオン濃度指数(pH)が12.5以上の廃アルカリ
感染性産業廃棄物	医療関係機関などから排出される、血液、使用済みの注射針などの、感染性病原体を含む又はそのおそれのある産業廃棄物
特定有害廃PCB等	廃PCB及びPCBを含む廃油
特定有害PCB汚染物	紙くずのうちPCBが塗布され、又は染み込んだもの、汚泥・木くず又は繊維くずのうちPCBが染み込んだもの、廃プラスチック類又は金属くずのうちPCBが付着し、又は封入されたもの、陶磁器くず又はがれき類のうちPCBが付着したもの
特定有害PCB処理物	廃PCB及びPCB汚染物を処分するために処理したもの(省令で定める基準に適合しないものに限る)
特定有害廃石綿等	建築物その他の工作物から除去した飛散性の吹き付け石綿、石綿含有保温材及びその除去工事から排出されるプラスチックシートなどで石綿の付着しているおそれのあるもの、大気汚染防止法の特定粉じん発生施設を有する事業場の集じん施設で集められた飛散性の石綿など
特定有害廃水銀等	廃水銀等及び廃水銀等を処分するために処理したもの
特定有害指定下水汚泥 特定有害鉱さい 特定有害ダスト類 特定有害燃え殻 特定有害廃油 特定有害汚泥 特定有害廃酸 特定有害廃アルカリ	政令別表で定める施設(大気汚染防止法、ダイオキシン類対策特別措置法、水質汚濁防止法等の施設)などから発生し、カドミウム、シアン、有機燐、鉛、6価クロム、砒素、水銀、PCB、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、1,4-ジオキサン、ダイオキシン類などの有害物質を含んでおり、その溶出試験又は成分試験の数値が判定基準を超えるもの

● PCB廃棄物の処理方法等については、『覚えておきたい環境法令06 化学物質・リスクコミュニケーション』をご参照ください。

特別管理産業廃棄物を発生する事業場の義務

特別管理産業廃棄物の発生事業場の設置届出

特別管理産業廃棄物を発生する事業場を設置した場合、又は届出内容に変更があった場合は、30日以内に豊田市長に届け出てください。また、事業場を廃止した場合には速やかに届け出てください。(条例第12条)

特別管理産業廃棄物管理責任者の設置

特別管理産業廃棄物を発生する事業場を設置している事業者は、特別管理産業廃棄物の処理に関する業務を適切に行うため、事業場ごとに特別管理産業廃棄物管理責任者を設置しなければなりません。この特別管理産業廃棄物管理責任者は、(公財)日本産業廃棄物処理振興センターが実施する特別管理産業廃棄物管理責任者講習会を修了した者などの資格が必要です。(法第12条の2第8項、第9項)

電子マニフェストの義務化

令和2年(2020年)4月から、特別管理産業廃棄物(ポリ塩化ビフェニル廃棄物等を除く。)を年間50トン以上排出する事業場を設置している事業者は、電気通信回線の故障等の一部の場合を除き、その特別管理産業廃棄物の処理を他人に委託する場合、電子マニフェストを使用することが義務付けられました。

●業種別産業廃棄物

業種ごとに発生する可能性の高い産業廃棄物を示しています。
廃棄物の種類を把握するための参考としてください。

	産業廃棄物													特定業種からの産業廃棄物					
	燃え殻	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ	廃プラスチック類	ゴムくず	金属くず	ガラスくず	陶磁器くず	コンクリートくず	鋳さい	がれき類	ダスト類	紙くず(包装材、壁紙、パルプなど)	木くず(木材片、おがくずなど)	木くず(木製パレット)	繊維くず	動植物性残さなど
製造業	金属	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●			●		
	化学	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●			●		
	食品製造業	●	●	●			●	●	●	●	●	●	●	●			●		●
	機械	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●			●		
	電気・電子機器	●	●	●			●	●	●	●	●	●	●	●			●		
	印刷	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		●		
	建設業	●	●				●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	パルプ製造業		●				●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		
	製紙業		●				●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		
	紙加工品製造業		●				●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		
	製糸業		●				●	●	●	●	●	●	●	●	●		●	●	
木製品製造業	●					●	●	●	●	●	●	●	●		●	●			
非製造業	サービス業		●	●			●	●		●							●		
	公共、医療		●	●			●	●		●							●		
	ビル、事務所						●	●		●							●		

※空欄の産業廃棄物でも発生する可能性があります。

廃棄物の保管

発生した廃棄物は処理するまで、事業場で適正に保管する必要があります。

産業廃棄物保管基準(規第8条)	
(1)	次に掲げる要件を満たす保管場所 <ul style="list-style-type: none"> ● 周囲に囲いを設置すること ● 法定要件を記載した掲示板※1を設置すること
(2)	飛散、流出、地下浸透、悪臭の予防のため、次に掲げる措置を講ずること <ul style="list-style-type: none"> ● 排水溝の設置や底面を不浸透性の材料で覆うことなど必要な措置をすること ● 屋外で容器を用いず保管する場合は、法定の積み上げ高さの上限を超えないこと
(3)	ねずみ、蚊、はえ、その他の害虫の発生を防止すること

産業廃棄物保管基準を守り、できるだけ屋内や屋根のある場所で保管しましょう。

※1 産業廃棄物の保管場所の掲示板の要件

A. 大きさ

縦及び横それぞれ60cm以上

B. 表示事項

- 産業廃棄物の保管場所であることの記載
- 保管する産業廃棄物の種類
(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む)
- 保管場所の管理者の氏名又は名称及び連絡先
- 保管の高さ(屋外で容器を用いず保管する場合)

※ 廃棄物を発生した事業場外で保管する場合、保管する数量の記載が必要(規第7条の3)

掲示板の例

産業廃棄物保管場所	
廃棄物の種類	廃プラスチック類、金属くず ...
数	量 8㎡、1㎡、...
管理者	氏名 <small>(又は名称)</small>
	連絡先
保管の高さ <small>(屋外で容器を用いず保管の場合)</small>	屋外で容器を用いず保管する場合のみ記載

※この掲示板は市販されています。

特別管理産業廃棄物保管基準(規第8条の13)

(1)	特別管理産業廃棄物の保管は仕切りを設けるなど、他の物が混入するおそれのないようにすること
(2)	廃棄物の種類に応じ、次の措置を行うこと <ul style="list-style-type: none"> ● 廃油、PCB汚染物、PCB処理物 容器に入れ密封するなど、揮発を防止するために必要な措置、高温にさらされないために必要な措置 ● 廃酸、廃アルカリ 容器に入れ密封するなど、腐食を防止するために必要な措置 ● PCB汚染物、PCB処理物 腐食を防止するために必要な措置 ● 廃石綿など 梱包するなど、廃石綿などの飛散を防止するために必要な措置 ● 腐敗するおそれのあるもの 容器に入れ密封するなど、腐敗を防止するために必要な措置

●保管場所の例

建物

保管場所には、屋根、壁、扉、床(コンクリートなど)、排水溝を設置して、飛散、流出、浸透、雨水の混入を防止することが望ましい。廃油は放火や流出防止のため、屋内の保管が望ましい。



容器

廃油や腐敗しやすい動植物性残さなどは、蓋付の容器に入れ、高温は避ける。

分別方法や置き場所の掲示

従業員が分別方法や置き場所がすぐ分かるように、名称や容器、表示方法(写真を付けるなど)を工夫する。



計量機器の設置

秤を設置し、現状把握や目標管理の指標として、廃棄物種類ごと、職場ごとに計量・集計する仕組みをつくるのが望ましい。

●水銀使用製品産業廃棄物

主な製品

・ 蛍光灯



・ 電池類



・ 水銀体温計



・ 水銀血圧計



※ 詳しくは、水銀廃棄物ガイドライン(環境省)で確認してください。

主な措置 ●廃棄物保管場所の掲示板

産業廃棄物の種類欄に種類のほか「水銀使用製品産業廃棄物」を含むことを追記すること。

例：ガラスくず、汚泥

(上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を含む)

●保管方法

他の物と混合するおそれのないように仕切りを設ける等の措置をとること。

※意図せず割れてしまったものについては、密閉容器に入れて保管する。

<その他注意する点>

- ・人や台車などが往来する場所には置かない。
- ・重ならないようにしたり、緩衝材を設置するなど、破損に注意。
- ・専用の容器に入れる。(密閉できる容器が望ましい)

●処理の委託

「水銀使用製品産業廃棄物」の収集運搬又は処分の許可を受けた事業者へ委託すること。

産業廃棄物保管場所	
廃棄物の種類	ガラスくず、汚泥 (水銀使用製品 産業廃棄物を含む)
数量	8m ³ <small>(種類及び部分別の取扱いの都合)</small>
管理者	氏名 <small>(氏名)</small>
	連絡先
保管の高さ	1m <small>(国外で材料を用いるに保管の場合)</small>

掲示板の例



保管例

処理委託先の選定と契約

産業廃棄物の処理を委託する際には、収集運搬業者及び処分業者と書面で委託契約を結ぶ必要があります。

● 契約までの流れ



1 廃棄物の性状の確認

廃棄物の処理を委託する前に、廃棄物の性状(性質と状態。状態とは液体、ゲル、粉末など)を明らかにする必要があります。必要に応じて溶出検査を行うなど性状を明らかにしましょう(廃棄物データシート(WDS)の作成)。

2 委託先の選定(法第12条第5項)

事業者が産業廃棄物の収集運搬又は処分を委託する場合は、許可を有する産業廃棄物収集運搬業者又は産業廃棄物処分業者に委託しなければなりません。
排出した産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の性状と処理業者の処理方法を照らし合わせ、適切な処理業者を選びましょう(WDSの提示)。

point 排出する産業廃棄物に対して、適正な処理方法を行える委託先を選定します。新規契約で検討している場合は、「優良認定業者」を優先するとよいでしょう。

優良

3 許可証の確認(法第12条第5項、第6項)

契約前に、許可証で許可の有無や事業範囲を確認してください。

産業廃棄物収集運搬業許可証及び産業廃棄物処分業許可証の確認項目

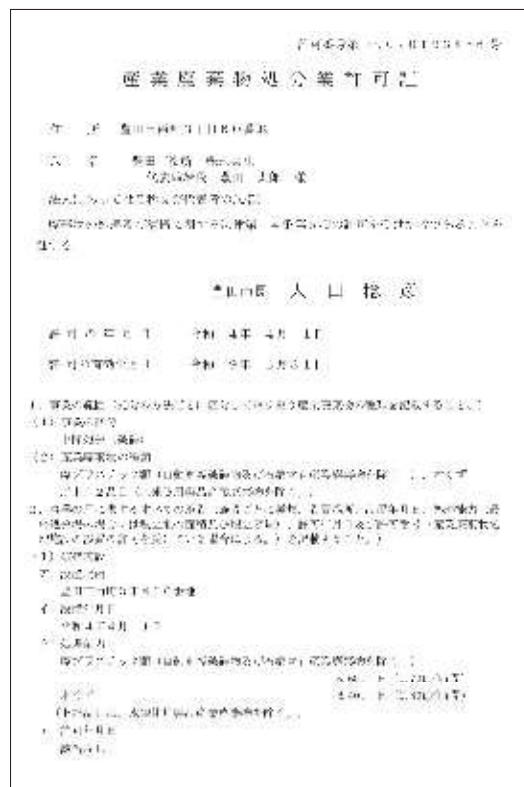
- 許可期限を過ぎていないか
- 事業の区分は適切か
- 委託しようとする産業廃棄物の種類が事業範囲に含まれているか

業の認可及び許可有効期限の確認

委託する産業廃棄物が業者の許可内容に含まれているか

- 許可を受けている区域は適切か(収集運搬業者)
- 処理施設の種類及び処理能力は十分か(処理業者)
- 許可に条件が付けられていないか

運搬は、積み込む場所と積み降ろす場所の許可を確認。積み替え保管を行う場合は、その確認



4

実地確認(条例第11条第1項、第2項)

排出事業者は処理を委託しようとするときに、委託先が該当する産業廃棄物を処理する能力を備えているか確認しなくてはなりません(条例第11条第1項)。また、排出事業者は廃棄物の適正な処理を確保するため、処理状況を定期的に確認しなければなりません(条例第11条第2項)。

(1)対象

- 収集運搬業者の場合：運搬車、運搬容器、積み替え、保管場所とその周囲
- 中間処理業者の場合：処理施設、保管施設とその周辺(排水路、搬入路など)
- 最終処分業者の場合：最終処分場及びその周辺(排水路、搬入路など)

委託先が
優良認定業者の場合、
実地での確認が免除され、
公表情報の確認で
代用できます

(2)確認内容の記録と保存

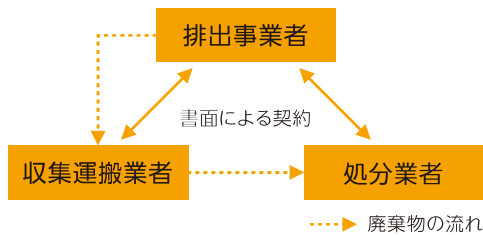
- 委託先の許可業者が委託する産業廃棄物を処理する能力を備えていることを確認し、その内容を記録して5年間保存する必要があります。
- 廃棄物処理委託先チェックシートは、P21を参照。

5

委託契約(法第12条第5項～第7項)

委託契約は書面で行います(令第6条の2第4号、規第8条の4の2)。また、収集運搬業者と処分業者とそれぞれで契約する必要があります。

委託契約と廃棄物の流れ



(1)確認項目

下記事項が書面に記載されているか確認する。

①共通記載事項

- 委託する産業廃棄物(特別管理産業廃棄物)の種類、数量及び単価
- 委託契約の有効期間
- 受託者の許可上の事業範囲
- 委託者の廃棄物の性状、荷姿など適正な処理に必要な情報
- 委託契約の有効期間中に情報の変更があった場合の伝達方法に関する事項
- 委託業務終了時の受託者の委託者への報告に関する事項
- 委託契約を解除した場合の未処理産業廃棄物の取り扱いに関する事項

産業廃棄物処分委託基本契約書

取入印紙

排出事業者 _____ (以下「甲」という。)と、
処分業者 _____ (以下「乙」という。)は、
甲の廃棄物 _____ から発生する産業廃棄物の処分に関して次のとおり基本契約を締結する。

【4の適用】
第7条、第8条は、処理業者の選任に当たって廃棄物の性状及び種類に関する選定その他の関係法令を遵守するものとする。

【2の条の適用】
第2条、この基本契約は以下とおりであり、よはこの基本契約を結ぶものとして、詳細な事項は甲が通知し、本契約書に添付する。なお、詳細事項に異議があったときは、乙は通知から10日以内を以て異議を申し立てるものとす。変更後の締結の日を以て甲が通知し、本契約書に添付する。

【数量】	
特別管理産業・特別管理	特別管理産業・特別管理
その他の産業廃棄物	その他の産業廃棄物
種類・性状・数量	種類・性状・数量
単価	単価
その他	その他

【情報】	
特別管理産業・特別管理	特別管理産業・特別管理
その他の産業廃棄物	その他の産業廃棄物
種類・性状	種類・性状
処理方法	処理方法
その他	その他

【添付する産業廃棄物の性状、数量及び単価】
第2条、第3条、乙に処分委託する産業廃棄物の性状、数量及び単価は、次のとおりとする。

種類	数量	単価
産業廃棄物		
特別管理		
産業廃棄物		

②収集運搬業者記載事項

- 運搬の最終目的地の所在地
- 積み替え又は保管場所の所在地、保管できる産業廃棄物の種類、保管上限に関する事項
- 積み替え又は保管の場所において、他の産業廃棄物との混合可否に関する事項

③処分業者記載事項

- 処分の場所の所在地、処分方法及び処分に係る施設の処理能力
- 中間処分を委託する場合、最終処分場の所在地、最終処分の方法及び最終処分に係る施設の処理能力

point

- 上記①～③の項目が漏れなく委託契約書に記載されていますか？

特別管理産業廃棄物の処理を委託する場合は委託者にあらかじめ特別管理産業廃棄物の種類、数量、性状、荷姿、取り扱い上の注意事項を書面で通知する必要があります(令第6条の6第1号、規第8条の16第1号、第2号)。

(2)保管期間

契約書及び契約書に添付された書類を契約終了日から5年間保存する(令第6条の2第5号、規第8条の4の3)。

point

- 委託契約書に契約した業者の許可証が添付されていますか？
委託契約日の直近の許可証の添付が必要です。
- 契約書が自動更新の場合などは、許可証の有効期限の確認を定期的に行いましょう。
最新の許可証への差し替えが必要です。

注意事項

- **委託時**
契約した廃棄物と実際に委託した廃棄物の種類が異なる場合、委託基準違反として罰則が適用されます。
- **委託契約時**
委託契約書の不備として特に下記の事項の不足が多く挙げられます。
 - 委託者の廃棄物の性状、荷姿など適正な処理に必要な情報
 - 委託契約の有効期間中に情報の変更があった場合の伝達方法に関する事項委託契約書への記載事項で法令上定められた項目が1つでも不足していれば、委託基準違反となり排出事業者責任として厳しい罰則が適用されます。
産業廃棄物処理業者任せにすることなく、排出事業者自身の責任において定期的に確認をしましょう!

豊田市内事業場で起きたヒヤリ事例

最終処分場が複数あったが、契約書に載っていなかった!

- ▶ 全ての最終処分場を委託契約書に記載する必要があります。
 - マニフェストに記入されている最終処分場と委託契約書に記載の最終処分場に相違がないか確認する。
 - 実地確認時に最終処分場の変更がないか聞き取りする。

処理業者が持ってきた委託契約書に不備があり、必要事項が載っていなかった!

- ▶ 法改正により、委託契約書の記載事項が変更になる場合があります。
廃棄物処理の委託契約を自動更新している事業者は特に注意してください。

産業廃棄物管理票(マニフェスト)の管理手順

産業廃棄物管理票(以下、マニフェスト)は排出事業者が産業廃棄物の処理を委託する際に、産業廃棄物の名称、数量、運搬業者名、処分業者などを記入し、産業廃棄物の流れを把握・管理する制度です。

●マニフェストの手順

- 1. マニフェストの交付と管理
- 2. マニフェストの実績報告

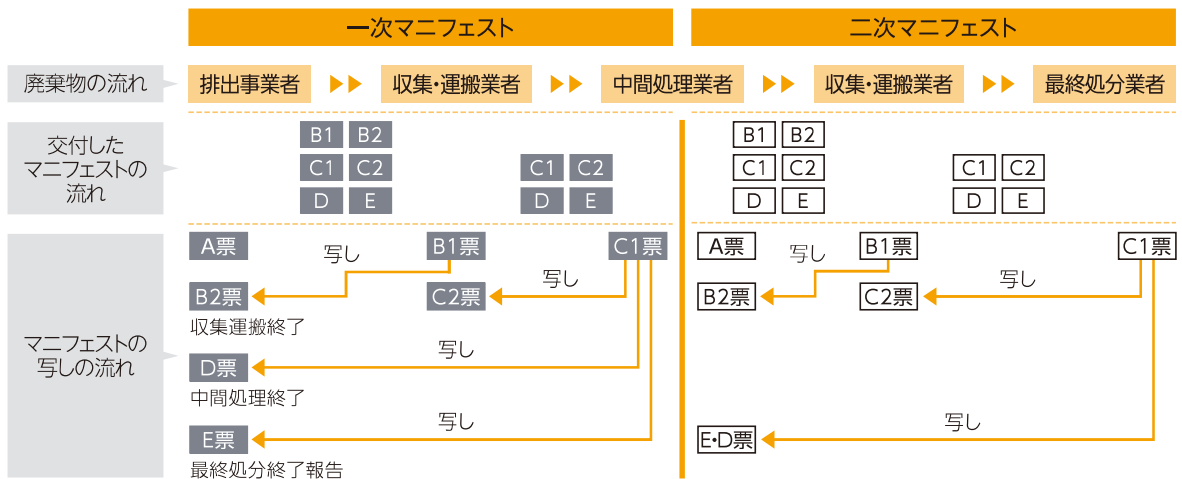
1 マニフェストの交付と管理

排出事業者は産業廃棄物の処理を委託する際に、引き渡しと同時にマニフェストを交付し、その控えと写しを保管しなければなりません。

(1) マニフェストの交付

- 産業廃棄物の種類及び数量、運搬又は処分を受託した者の氏名・名称を記載すること
- 産業廃棄物の種類ごとに交付すること
- 引き渡しする産業廃棄物の運搬先が2以上である場合、運搬先ごとに交付すること

① マニフェストと産業廃棄物の流れ



各票の役割: A票は排出事業者の控え伝票、B票は収集運搬に関わる伝票、C票・D票は処分に關わる伝票、E票は最終処分に關わる伝票

② マニフェストの写しの回収期限

	産業廃棄物	特別管理産業廃棄物
B2票	90日	60日
D票	90日	60日
E票	180日	180日

point

- マニフェストE票が戻ってきた時
 - ①A票、B2票、D票、E票の4枚が手元にあるか
 - ②E票と契約書に記載された最終処分場が同じか
- マニフェストの写しの回収期限が迫っても送付が無い場合は、処理業者へ連絡して状況を確認しましょう。

③ マニフェストが期間内に送付されない場合

回収期限を過ぎた日から30日以内に、送付されない理由を調査及び適切な措置を行い、豊田市長に対して「措置内容等報告書(様式第四号)」を提出する。(規第8条の29)

④ マニフェストの記載不備(記入漏れ、虚偽記載)があった場合

記入漏れ、虚偽記載があることを知った日から30日以内に理由を調査及び適切な措置を行い、豊田市長に対して「措置内容等報告書(様式第四号)」を提出する。(規第8条の29)

(2) マニフェスト保管期間

排出事業者は産業廃棄物の運搬又は処分の委託時に交付したマニフェストの控え(A票)と収集運搬業者及び処分業者から送付されたマニフェストの写し(B2、D、E票)を交付をした日又は送付を受けた日から5年間保存しなければなりません。(規第8条の21の2、規第8条の26)

マニフェスト記入例

排出者記入範囲は空欄がないように記入。該当しなければ「斜線」を引いてください。

産業廃棄物の種類や名称、処分方法は契約書・許可証と相違がないか確認してください。

産業廃棄物管理票（マニフェスト）A票

交付年月日	00年 0月 0日	交付番号	管理番号	交付者氏名	田中 ○夫
排出者 氏名又は名称	凸凹建設(株)		名称	同左	
住所	〒 000-0000 電話番号 0565-00-0000 〇〇市〇〇町〇〇番地〇〇号		所在地	〒 同左 電話番号	
種類(普通の産業廃棄物)	<input checked="" type="checkbox"/> 0100 燃えがら	<input checked="" type="checkbox"/> 1200 金属くず	数量(及び単位)	数量※1 4トン 荷姿 パラ	
	<input type="checkbox"/> 0200 汚泥	<input type="checkbox"/> 1400 ガラス・陶磁器くず	産業廃棄物の名称	建設混合廃棄物	
	<input type="checkbox"/> 0300 廃油	<input type="checkbox"/> 1500 強酸(有害)	有害物質等	産業廃棄物の処分 破碎・選別	
	<input type="checkbox"/> 0400 廃酸	<input type="checkbox"/> 1600 塩アルカリ	備考・通信欄	備考・通信欄※2	
	<input checked="" type="checkbox"/> 0600 廃プラスチック類	<input type="checkbox"/> 1700 家電の壳体	<input type="checkbox"/> 水銀使用製品産業廃棄物		
	<input type="checkbox"/> 0700 紙くず	<input type="checkbox"/> 1800 ばいじん	<input type="checkbox"/> 水銀含有ばいじん等		
	<input checked="" type="checkbox"/> 0800 木くず	<input type="checkbox"/> 1900 13号廃棄物	<input type="checkbox"/> 石綿含有産業廃棄物		
	<input type="checkbox"/> 0900 繊維くず	<input type="checkbox"/> 2000 4号廃棄物	<input type="checkbox"/> 特定産業廃棄物		
	<input type="checkbox"/> 1000 動植物性残さ	<input type="checkbox"/> 2100 塩アルカリ(有害)			
	<input type="checkbox"/> 1100 ゴムくず	<input type="checkbox"/> 2200 ばいじん(有害)			
中間処理 産業廃棄物	管理票交付者(処分委託者)の氏名又は名称及び管理票の交付番号(登録番号)				
最終処分 の場所	名称/所在地/電話番号 <input checked="" type="checkbox"/> 委託契約書記載のとおり <input type="checkbox"/> 当欄記載のとおり				
運搬委託者 氏名又は名称	〇〇環境運輸株式会社		名称	株式会社 〇〇〇	
住所	〒 111-1111 電話番号 0565-△△-△△△△ 〇〇市△△町△△番地△△号		所在地	〒 222-2222 電話番号 0565-□□-□□□□ 〇〇市□□町□□番地□□号	
処分委託者 氏名又は名称	株式会社 〇〇〇		名称	同左	
住所	〒 222-2222 電話番号 0565-□□-□□□□ 〇〇市□□町□□番地□□号		所在地	〒 同左 電話番号	
運搬の委託 委託者の氏名又は名称 (運搬担当者の氏名)	運搬担当者が廃棄物受取時に署名します。署名・捺印を確認後、交付すること		運搬 終了年月日	年月日	数量(及び単位)
処分の委託 委託者の氏名又は名称 (処分担当者の氏名)	委託契約書記載の場所にある場合は委託契約書記載の番号		処分 終了年月日	年月日	数量(及び単位)
最終処分 を行った場所	名称/所在地/電話番号		照合確認	B2票 年 月 日 D票 年 月 日 E票 年 月 日	

発行元：公益社団法人 全国産業資源循環連合会

※1 数量はできるだけ自ら計量して、重量で記載するようにしましょう。重量を把握していないと実際の処理量が分からず、処理料金を水増し請求されるおそれがあります。

※2 水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を備考・通信欄に記載すること。

※3 マニフェストの回収状況が分かる帳簿を作成して、ダブルチェックすることをお勧めします。

マニフェスト入手方法：(一社)愛知県産業資源循環協会で購入できます。

2 マニフェストの実績報告

マニフェストを利用する排出事業者は、毎年6月30日までに、その年の3月31日以前の1年間において交付したマニフェストの交付状況を「産業廃棄物管理票交付等状況報告書(様式第三号)」に取りまとめ豊田市長に報告する義務があります(規第8条の27)。

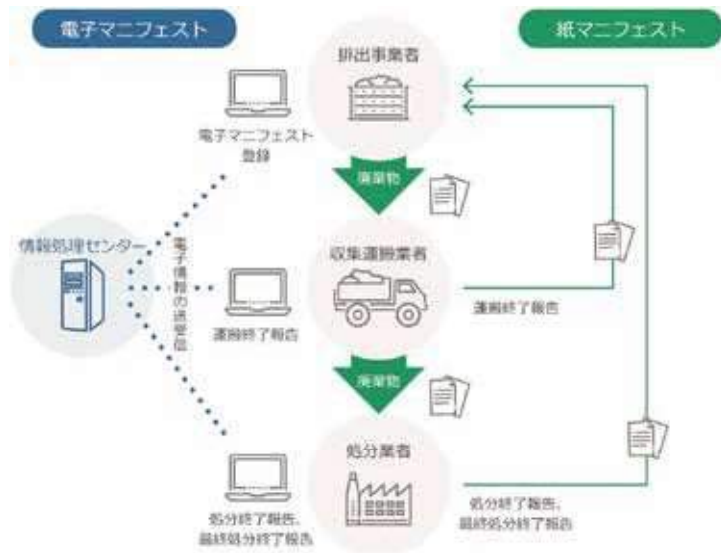
なお、電子マニフェストを利用した場合は、産業廃棄物管理票交付等状況報告が不要となります。

産業廃棄物管理票(電子マニフェスト)のしくみ

電子マニフェスト制度は、マニフェスト情報を電子化し、排出事業者、収集運搬業者、処分業者の3者が情報処理を介したネットワークでやり取りする仕組みです。

電子マニフェストを利用する場合、排出事業者と委託先の収集運搬業者、処分業者の3者が加入する必要があります。

●電子マニフェストのしくみ



電子マニフェストの利点

- 廃棄物の処理状況が容易に確認できる
- マニフェストの保存が不要(保管スペースも不要)
- 排出事業者の「産業廃棄物管理票交付等状況報告書」の市への提出が不要
- 終了報告の確認期限が近づくと排出事業者へ通知
- 排出、収集、処分の3者が常にマニフェスト情報を閲覧・監視(不適切なマニフェストの登録・報告を防止)

●電子マニフェストシステムから出力できる受渡確認票

電子マニフェストシステム(JWNET) 受渡確認票		JWNET		70000803206	
マニフェスト番号	70000803206	登録の住所	登録	登録年月	2011/01/20
排出事業者	氏名又は名称 株式会社JWNET 住所 〒103-0012 東京都中央区日本橋區船場2-8-4 電話番号 03-5568-8995 加入者番号 1500001	排出事業者	氏名 情報センタービル 所在地 〒103-0012 東京都中央区日本橋區船場 電話番号	引渡し日	2012/01/18
産業廃棄物	種類 080000 水くず 1.水, 尿, 洗剤, 水(2)	収集運搬業者	氏名 子分事業場 所在地 〒103-0012 東京都中央区日本橋區船場2-8-4 電話番号 03-5568-8995	引渡し数量	3,000 m ³
中間処理 産業廃棄物	国子/業 マニフェスト番号/交付番号)	処分業者	氏名 子分事業場 所在地 〒103-0012 東京都中央区日本橋區船場2-8-4 電話番号 03-5568-8995	引渡し数量	3,000 m ³
最終処分施設 (予定)	所在地(名称[電話番号]) 事務所の詳細住所のとき)	引渡し数量	3,000 m ³	引渡し数量	3,000 m ³
収集運搬業者 名称	氏名又は名称 株式会社JWNET派生 住所 〒103-0012 東京都中央区日本橋區船場2-8-4 電話番号 03-5568-8995 加入者番号 1500001 担当番号 123456	引渡し数量	3,000 m ³	引渡し数量	3,000 m ³
処分業者	氏名又は名称 株式会社JWNET処理センター 住所 〒103-0012 東京都中央区日本橋區船場2-8-4 電話番号 03-5568-8995 加入者番号 1500001 担当番号 123456	引渡し数量	3,000 m ³	引渡し数量	3,000 m ³
最終処分施設 (実績)	所在地(名称[電話番号]) 〒103-0014 東京都中央区日本橋區船場(最終処分場)	引渡し数量	3,000 m ³	引渡し数量	3,000 m ³

* 排出事業者は、廃棄物を引き渡した後3日以内にマニフェストを登録する必要があります。

● 電子マニフェストに関する問い合わせ先：電子マニフェストシステム(JWNET) <https://www.jwnet.or.jp/index.html>

処理委託先の実地確認

排出事業者は、委託先の収集運搬業者又は処分業者が委託する産業廃棄物を処理する能力があるか、適正な処理を行っているか確認しなければなりません。実際の処理状況を自ら確認し、委託先の適切性を判断するために、定期的に実地確認を行ってください(条例第11条第2項)。

ただし、優良認定業者の場合は、実地での確認は免除されますが、委託先の許可業者が委託する産業廃棄物を処理する能力を備えていることをホームページなどの公表情報等で確認します。

- 確認の時期……………契約後一定期間ごと(確認頻度：1回以上/年)
- 記録の保存義務……………確認に関する記録を5年間保存すること。

持っていくとよいもの

- 委託業者訪問報告書(確認リスト)
- カメラ
- 契約書の写し
- 許可証の写し
- 前回の委託業者訪問報告書
- マニフェストの写し(直近複数部)
- 処理フロー図

実地確認は下図のチェックシート、写真撮影、担当者へのヒアリングなどで確認をするのがよいでしょう。撮影記録は義務付けられていませんが、後日、委託先状況を確認できるので撮影し記録しておくのが望ましいでしょう。

廃棄物処理委託先チェックシート(例)

委託事業者名		確認日		
確認事項		年 月 日	年 月 日	年 月 日
共通事項	許可証の品目と委託内容が一致しているか。			
	許可証の施設の処理能力は委託内容に比べて十分か。			
運搬施設	運搬車又は運搬容器に、処理委託した廃棄物を適切に運搬できるか。			
	車両に不要なものが積まれていないか。又は過積載はないか。			
	車両の両側面に表示があるか。 (産業廃棄物収集運搬車、会社名、許可番号)			
	車両中に許可証の写しがあるか。			
施設・保管施設	施設内に産業廃棄物が過剰に保管されていないか。区分されて保管されているか。			
	掲示板、圍いが設置されているか。			
	排水が適切に処理されているか。 (地下浸透防止措置、油水分離槽の管理状況)			
	飛散・流出や悪臭など環境への影響はないか。			
処理施設	施設内に処理前の産業廃棄物が過剰に保管されていないか。区分されて保管されているか。			
	施設内に処理後の産業廃棄物が過剰に保管されていないか。区分されて保管されているか。			
	施設内の清掃は行き届いているか。			
	マニフェストの記載内容と実態が合っているか。			
第三施設周辺	排水が適切に処理されているか。 (地下浸透防止措置、油水分離槽の管理状況)			
	飛散・流出や悪臭など環境への影響はないか。			
	付近住民から苦情は出していないか。			
	掲示板、圍いが設置されているか。			
知識技能を有する者の氏名				
対応者(委託者側)氏名				
確認者氏名				
聴取の場合	聴取した年月日			
	聴取を受けた者			
	聴取を行った者			
備 考				



(1) 処理施設立札(掲示板)



(2) 保管場所立札(掲示板)



(3) 保管場所(全景)



(4) 油水分離槽



(5) 設備稼働状況(破碎)



(6) 防火設備状況

● 適正判断をするための点検項目の参考例

左表のチェックシート(例)と、下記の点検項目の参考例①～⑮を参考にして、チェックシートを作成するとよいでしょう。

① 処理施設の能力	⑨ 大気・水質などの排出基準遵守状況
② 許可有効期限	⑩ 近隣とのトラブル
③ 稼働状況の問題	⑪ 災害時や事故時に関する手順書
④ 過剰保管、過積載、双方の改善提案	⑫ アルコールチェックの実施
⑤ 場内及び施設周辺の清掃状態	⑬ 社内教育の実施
⑥ マニフェストの保管、紛失防止管理	⑭ 前年度との変化点
⑦ 処分場周辺の悪臭、騒音、粉じん	⑮ 官庁などからの指導歴 など
⑧ 最終処分場の状況	

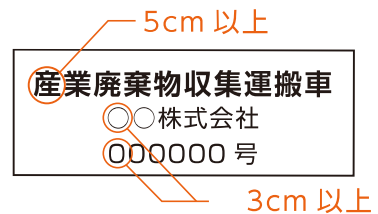
■ 産業廃棄物収集運搬車への表示及び書類の備え付け

産業廃棄物の収集又は運搬する場合、運搬車の車体の両側面に表示及び書類の備え付け(携帯)を行わなければなりません。

※自己運搬の際も表示及び書類の備え付けは必要になります。

◎ 運搬車への表示

- 産業廃棄物の収集又は運搬の用に供する運搬車である旨
- 氏名又は名称
- 許可番号(下6桁)



◎ 運搬車への書面備え付け(携帯)



- 産業廃棄物収集運搬業の許可証(写し)
- 電子マニフェストの加入証(写し)
- 以下の事項を記載した書面(電子情報でも可)
 - ・運搬する産業廃棄物の種類及び数量
 - ・その運搬を委託した者の氏名又は名称

届出・提出物一覧

対象事業者は期限内に届出、報告書を提出する義務があります。

種類	届出・報告書	対象事業者・概略	提出期限	部数	電子申請可
産業廃棄物管理票	産業廃棄物管理票 交付等状況報告書	前年度に紙マニフェストを交付した 事業場	当該年度の 6月30日まで	2部	●
	措置内容等報告書	マニフェスト交付日から回収期限 を過ぎても写しが送付されない 場合	発生日から 30日以内	2部	
市外からの搬入	市外産業廃棄物搬 入届出書	豊田市外から市内に搬入する場合	搬入する 30日前まで	2部	●
	市外産業廃棄物搬 入変更届出書	豊田市外から市内に搬入する届 出をした後に変更する場合	15日前まで	2部	●
	市外産業廃棄物搬 入実績届出書	前年度に届け出た搬入数量に対 する実際の搬入数量報告	当該年度の 6月30日まで	2部	●
多量排出事業者	産業廃棄物処理計 画書	産業廃棄物の発生量が前年度 1,000トン以上の場合	当該年度の 6月30日まで	2部	●
	産業廃棄物処理計 画実施状況報告書	前年度に産業廃棄物処理計画書を 提出した事業場	当該年度の 6月30日まで	2部	●
	特別管理産業廃棄 物処理計画書	特別管理産業廃棄物の発生量が 前年度50トン以上の場合	当該年度の 6月30日まで	2部	●
	特別管理産業廃棄 物処理計画実施状 況報告書	前年度に特別管理産業廃棄物処 理計画書を提出した事業場	当該年度の 6月30日まで	2部	●
特別管理産業廃棄物	特別管理産業廃棄 物発生事業場設置 届出書	特別管理産業廃棄物が発生(保管) する事業場を設置したとき ※ 特別管理産業廃棄物管理責任 者(有資格者)を選任すること	設置した日 から30日以内	2部	
	特別管理産業廃棄 物発生事業場変更 届出書	特別管理産業廃棄物が発生(保管) する事業場に係る変更をした とき	変更の日から 30日以内	2部	
	特別管理産業廃棄 物発生事業場廃止 届出書	特別管理産業廃棄物が発生(保管) する事業場を廃止したとき	廃止した後、 速やかに行う	2部	
PCB	ポリ塩化ビフェニル 廃棄物の保管及び 処分状況等届出	PCB廃棄物保管事業者	当該年度の 6月30日まで	3部	

- 提出部数には事業者控(1部)を含みます。届出には押印不要です。
- 「市外からの搬入」と「PCB」は必ず事業者の控えが必要です。
- 問合せ先・提出先：豊田市廃棄物対策課



届出様式は、豊田市のホームページから入手できます。

- 「排出事業者」関係届出一覧

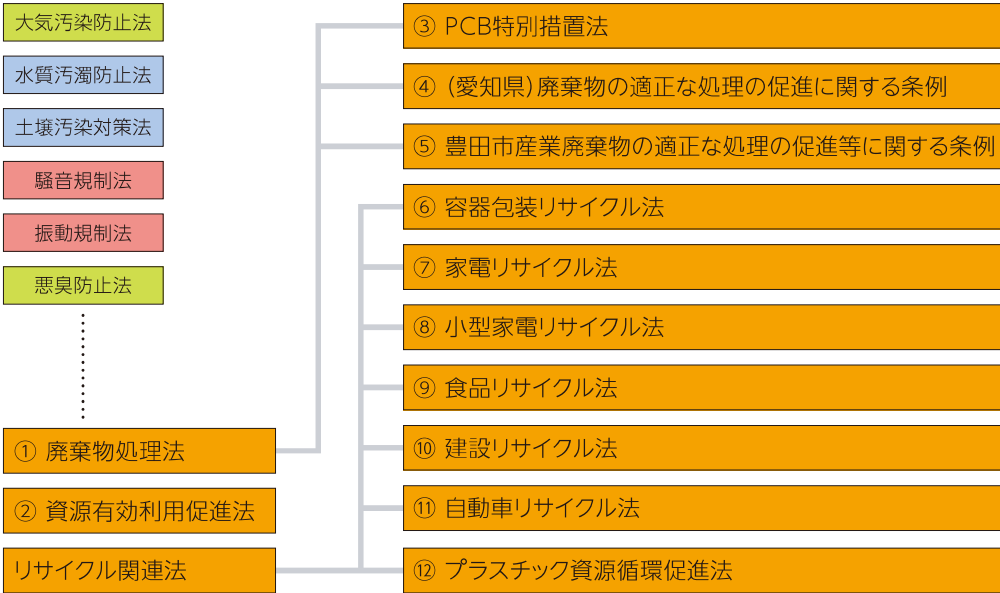
<https://www.city.toyota.aichi.jp/jigyousha/tetsuzuki/haikibutsu/1021750/index.html>

(あいち電子申請・届出システムでの届出も可能です。)



関連する環境法令との位置付け

環境関連法令のうち、廃棄物・リサイクルに関連するものとして「廃棄物処理法」、「資源有効利用促進法」、「豊田市産業廃棄物の適正な処理の促進等に関する条例」などがあります。



法令・条例	正式名称・概要
① 廃棄物処理法	廃棄物の処理及び清掃に関する法律：廃棄物の排出抑制、再生利用、適正処理を進め生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とした法律。
② 資源有効利用促進法	資源の有効な利用の促進に関する法律：循環型社会を形成していくために必要な3Rの取組を総合的に推進するための法律。
③ PCB特別措置法	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法：PCB廃棄物の保管、処分等に必要な規制等を行うとともに、処理に必要な体制を速やかに整備することを目的とした法律。
④ (愛知県) 廃棄物の適正な処理の促進に関する条例	廃棄物の適正な処理に関する県、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、必要な規制をすること等により廃棄物の適正な処理を促進し、県民の生活環境の保全に資することを目的とする県条例。豊田市内では⑤の市条例が適用される。
⑤ 豊田市産業廃棄物の適正な処理の促進等に関する条例	産業廃棄物の不適正処理を未然に防止し、適正処理を促進することにより生活環境を保全することを目的とした条例。
⑥ 容器包装リサイクル法	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律：消費者に分別排出、市町村に分別収集、事業者再商品化という3者の役割分担を定めて容器包装廃棄物の削減に取り組むことなどを規定した法律。
⑦ 家電リサイクル法	特定家庭用機器再商品化法：エアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機、衣類乾燥機の収集・運搬・再資源化に関し廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図ることを規定した法律。
⑧ 小型家電リサイクル法	使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律：デジタルカメラやゲーム機等の使用済小型電子機器等の再資源化を促進し、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図る法律。
⑨ 食品リサイクル法	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律：食品の製造・加工等を行う食品関連事業者に、食品廃棄物の発生抑制と減量化を促し、食品循環資源の再生利用等を促進するために制定された法律。
⑩ 建設リサイクル法	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律：建設資材廃棄物(コンクリート、木材、アスファルト)について分別解体及び再資源化を促進し、解体作業者の登録制度を実施することで、資源の有効な利用及び廃棄物の適正な処理を図る法律。
⑪ 自動車リサイクル法	使用済自動車の再資源化等に関する法律：自動車製造業者及び関連事業者による使用済自動車の引き取り及び引き渡し並びに再資源化等を適正かつ円滑に実施するための措置を講ずることにより、使用済自動車廃棄物の適正な処理及び資源の有効利用を確保する法律。
⑫ プラスチック資源循環促進法	プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律：製品の設計から廃棄物の処理まで、プラスチックの商流全てにおける資源の循環等の取組を促進するための法律。

廃棄物の減量と適正処理

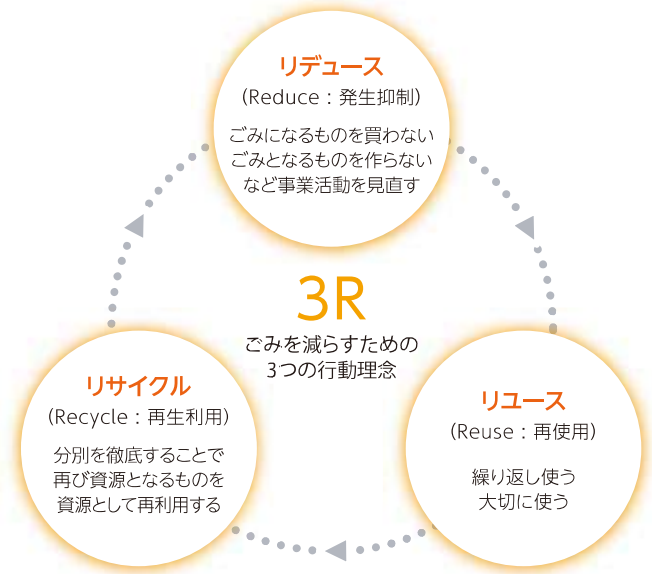
ごみ減量はメリットがたくさんあります。

メリット

- 焼却・埋め立てなどの処理量を減らすことにより、CO₂排出量を削減
- 環境問題に取り組む、リサイクルなどを促進することで企業イメージがアップ
- 設備や事務用品などを見直すことで、経費削減や効率化を図ることができ、またそれを促進することで社員の意識改革も促される

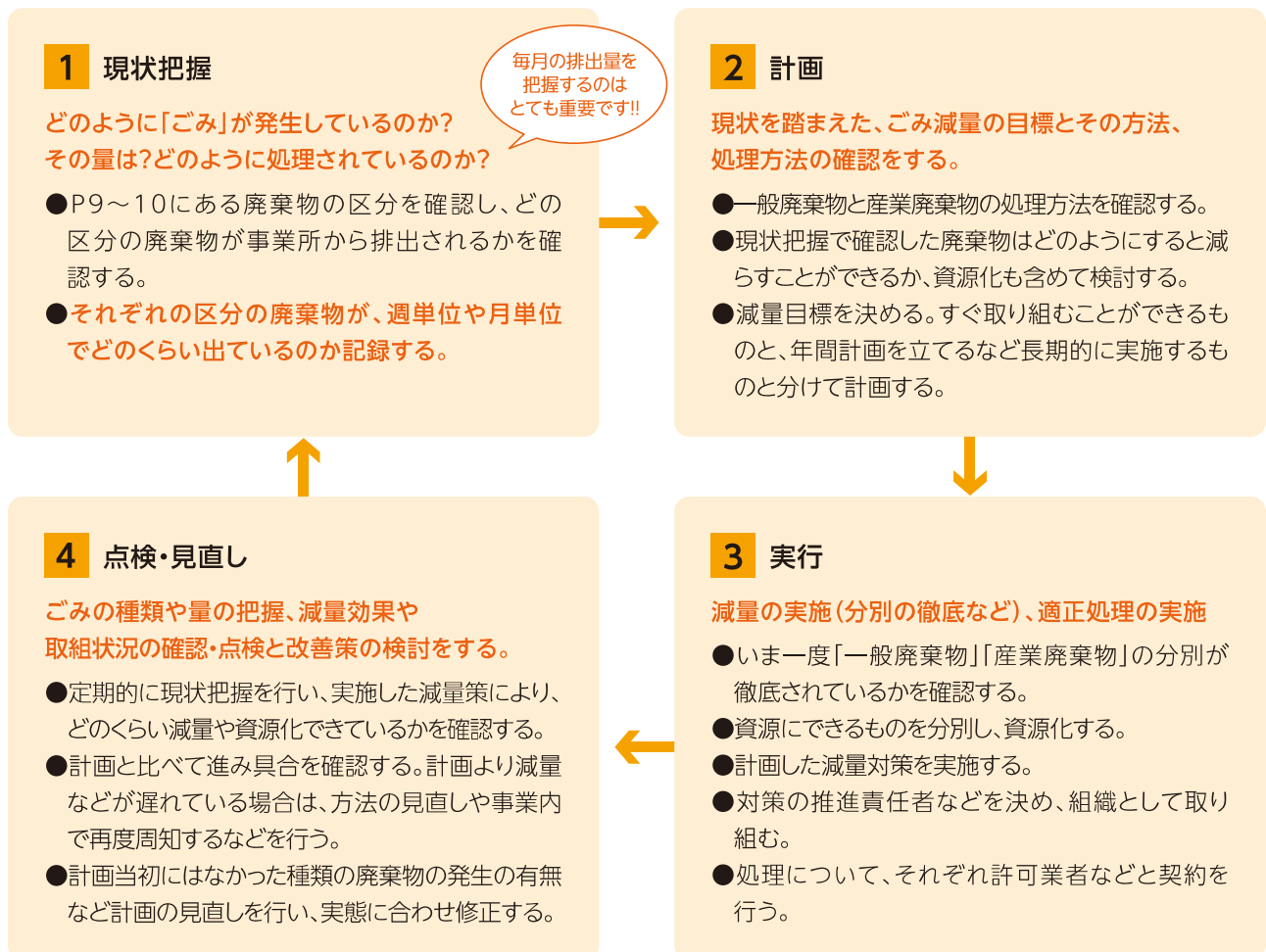
ごみを減らすための3つの行動理念(3R)

事業者におけるごみの減量は、製造・販売者などの側面と排出者の側面の2つがあります。3Rはその両面から取り組むと大きな効果につながります。



ごみ減量を実践するためのフローチャート

4つのプロセスを実施することでごみを減量することができます。



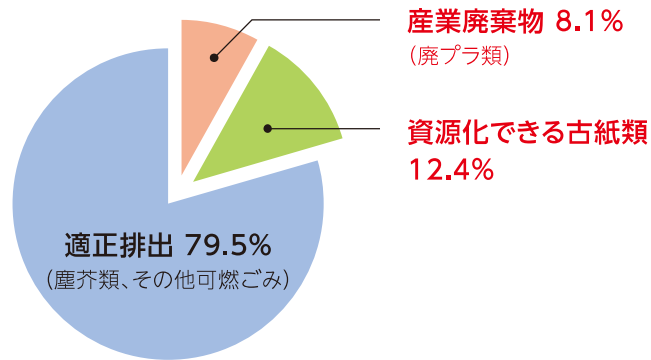
ごみ分別の実態

市では、ごみ分別の実態把握、一般廃棄物処理に関する計画の基礎データへの活用等を目的に、家庭や事業所から発生したごみ袋の中身を調査しています。

令和2年度調査では、**不適正に排出されているものが2割程度確認されました**。廃プラ等の産業廃棄物の適正処理の徹底と、資源化できる古紙類は、古紙回収問屋への搬入や事業系古紙の回収をしている藤岡プラント、渡刈町リサイクルステーションの活用を通して、資源の有効活用とごみの減量にご協力をお願いします。 ▶▶P08

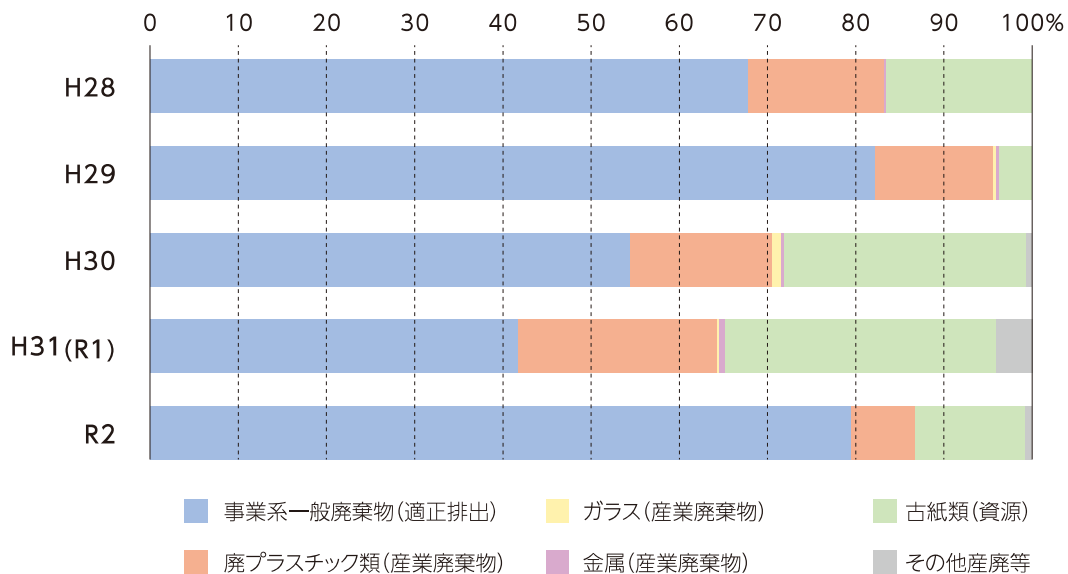


● 令和2年度



● 調査結果(H28~R2)

調査年・分析量	H28	H29	H30	H31(R1)	R2
	136.9kg	206.7kg	118.9kg	147.2kg	112.9kg
事業系一般廃棄物(適正排出)	67.9%	82.3%	54.5%	41.8%	79.5%
廃プラスチック類(産業廃棄物)	15.4%	13.3%	16.1%	22.5%	7.3%
ガラス(産業廃棄物)	0.0%	0.3%	0.9%	0.2%	0.0%
金属(産業廃棄物)	0.2%	0.4%	0.4%	0.7%	0.0%
古紙類(資源)	16.5%	3.7%	27.4%	30.6%	12.4%
その他産廃等	0.0%	0.0%	0.7%	4.2%	0.8%



出典：豊田市の清掃事業

実務担当者は知っておきたい、間違いやすい事例

一般的に廃棄物とされる物を排出事業者が廃棄物でないと言っている場合や、形式的に有価物になる場合であっても、廃棄物とみなされ、廃棄物処理法の適用を受ける場合があります。実務担当者は誤った解釈で法令違反を起さぬよう、間違いやすい事例について理解を深めておくことをおすすめします。

事例 1：無償引き取り

不要になったプラスチック製品を、引取業者Yが無償(0円)で引き取るというので引き取ってもらった。



産業廃棄物処分に該当(委託基準違反)

廃棄物処理法では、占有者が自ら利用し、又は他人に有償で売却することができないため不要になったものは「廃棄物」に該当します。この取引は対価として代金を受け取る有償売却ではないので、廃棄物処分とみなされ、委託基準(法第12条第6項)違反となります。法令違反を未然に防ぐためにも取引が有償売却か、廃棄物処理かどうか確認しておく必要があります。

事例 2：専ら物の処理委託契約

不要となった機械設備(金属くず)を処理する為、運搬及び処分をスクラップ業者Yに依頼した。金属くずは専ら物なのでマニフェストや許可は不要であると言われ、処理委託契約書も必要無いと思い込み、とくに取引交わしはしていない。



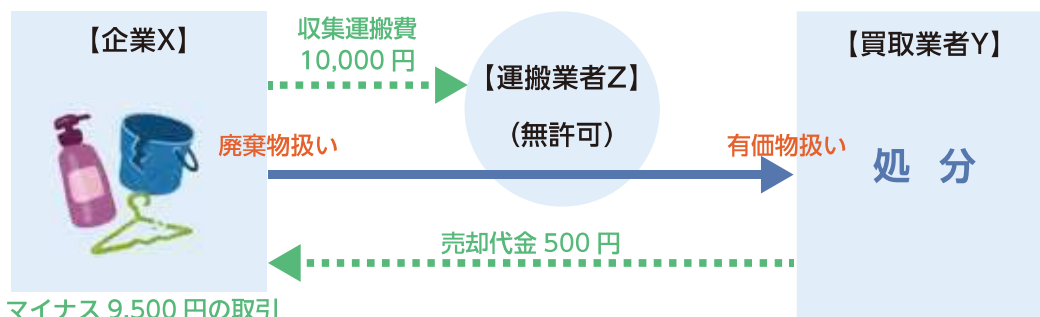
委託契約は必要(委託基準違反)

専ら再生利用の目的となるもの(金属くず、古紙、空瓶、ぼろ布)4品目を「専ら物」といいます。有償売却でない場合は、廃棄物となります。この場合、専ら物のみを扱う業を行う者は許可が不要であること、産業廃棄物管理票(マニフェスト)の交付を要しないこと以外は、廃棄物の委託基準が適用されます。従って、書面による委託契約を締結しなければ委託基準(法第12条第6項)違反となります。

※ 各社の状況により異なりますので、あくまで参考としてください。

事例 3：収集運搬費が売却代金を上回るケース

買取業者Yに不要になったプラスチック製品を有償で売却し、代金500円を受け取った。一方で、運搬費として産業廃棄物収集運搬業の許可を有しない運搬業者Zから10,000円が必要だといわれ、これを支払った。



産業廃棄物収集運搬に該当(委託基準違反)

有償で売却できた場合、売却代金が運搬費を上回り、排出事業者に収入があるかどうかは廃棄物処理法適用の判断基準となります。このケースは運搬費(10,000円)が売却代金(500円)を上回り、排出事業者にとってはマイナス9,500円の取引となりました。すなわち、買取業者Yがプラスチック製品を受領するまでの収集運搬は産業廃棄物の収集運搬委託に該当します。従って、産業廃棄物収集運搬業の許可を有しない業者Zに委託した企業Xは、委託基準(法第12条第6項)違反となります。

事例 4：設備メンテナンスで発生する廃棄物の処分

廃水処理設備メンテナンス業者Yに対して、メンテナンスに伴い生ずる機器の部品やランプ類に加え、廃水処理設備の汚泥をメンテナンス業者を排出事業者として処理させた。



汚泥は企業Xが排出事業者として処分

メンテナンスが廃棄物処理法第21条の3第1項に規定する建設工事に該当する場合は、排出事業者は工事の元請業者です。建設工事に該当しない場合には、メンテナンス業者は排水処理設備のメンテナンスに伴い生ずる機器の部品、ランプ類等の排出事業者になることはできません。ただし、いずれの場合も排水処理に伴って生じる汚泥の処分は、当該排水処理施設を設置している事業者が排出事業者になります。

用語集

●あ～さ

用語	解説
【あ】	
委託契約	廃棄物の処理を他人に委託する事業者が廃棄物処理法に規定されている委託基準に従って処理業者との間で処理契約を締結すること。
委託処理	事業者が排出した産業廃棄物の処理を他人に委託して行うこと。
一般廃棄物	廃棄物処理法で規定された産業廃棄物以外の廃棄物。
受渡確認票	電子マニフェストを運用する際に排出事業者、収集運搬業者、処分業者の3者が産業廃棄物に関する情報を共有するために必要な用紙。
【か】	
広域認定制度	製品の製造事業者などが、廃棄物となった自社の製品をユーザーから回収してリサイクルすることを目的とした制度で環境大臣が認定。 特例として、広域認定を受けた事業者は収集運搬業の許可が不要。
【さ】	
再生利用	不要物を加工して、再び利用できる有用物とすること。
産業廃棄物	事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、廃棄物処理法で規定された20種類。
産業廃棄物管理票 (マニフェスト)	排出事業者が収集運搬業者又は処分業者に委託した産業廃棄物処理の流れを自ら把握し、不法投棄の防止など、適正な処理を確保することを目的として作成する書類。
産業廃棄物処理業者	都道府県、政令市の許可を受け、産業廃棄物の収集運搬又は処分を業として行う者。
産業廃棄物処理施設	産業廃棄物の脱水、焼却、中和、分解、破砕などを行う中間処理施設や最終処分場のこと。
産業廃棄物処理責任者	産業廃棄物の処理施設が設置されている事業場における処理業務を適正に行う責任を有する者。
収集運搬	事業所から排出された産業廃棄物を、その性状を変えることなく中間処理施設や最終処分場などへ運ぶこと。
循環型社会形成推進基本法	「大量生産・大量消費・大量廃棄」型の経済社会から脱却し、環境への負荷が少ない「循環型社会」の形成推進を目的とした基本的な枠組みとなる法律。
処理	廃棄物を扱う行為全般を指し、「収集運搬」「処分」に分かれる。
水銀使用製品産業廃棄物	水銀使用製品が産業廃棄物となったものであって環境省令で定めるもの。 (例) 水銀電池、ボタン電池、蛍光灯、水銀体温計など
3R	リデュース(Reduce)、リユース(Reuse)、リサイクル(Recycle)のこと。リデュースとは、物を大切に使うことでごみを出さないようにすること(発生・排出抑制)。リユースとは、使えるものを繰り返し使うこと(再使用)。リサイクルとは、きちんと分別をして廃棄物を資源として再び利用すること(再生利用)。

● た～や

用語	解説
【た】	
電子マニフェスト	インターネットなどを利用して、電子情報化したマニフェスト情報を排出事業者、収集運搬業者、処分業者の3者間で情報処理センターを介してやり取りする電子版マニフェスト。
特別管理産業廃棄物	産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれのある性状を有するもの。
特別管理産業廃棄物管理責任者	特別管理産業廃棄物の排出事業者に設置が義務付けられている、特別管理産業廃棄物の処理に関する業務を適切に行うために置かれる責任者のこと。
【は】	
廃棄物	不要になり廃棄の対象となった物及び既に廃棄された無価値のこと。
廃棄物データシート(WDS)	廃棄物を適切に処理するために処理業者へ廃棄物に関する情報を提供するシート。
排出事業者	廃棄物を排出する事業者。
廃石綿等	建築物その他の工作物から除去した吹付け石綿、含有保温材及びその除去工事から排出されるプラスチックシートなどで石綿が付着し、飛散するおそれのあるもの。特別管理産業廃棄物に規定される。
PCB廃棄物	PCBを含む油又はPCBが塗布され、染み込み付着した物が廃棄物となったもの。特別管理産業廃棄物に規定される。
【ま】	
マニフェスト	産業廃棄物管理票を指し、廃棄物の処理が適正に実施されたかどうか確認するために作成する書類。
【や】	
優良産廃処理業者認定制度	通常の許可基準よりも厳しい基準をクリアした優良な産業廃棄物処理業者を、都道府県・政令市が審査して認定する制度。
優良認定業者	優良産業廃棄物処理業者認定制度に基づき認定された処理業者等。

● 質問・相談のための窓口

分からないことがあったら気軽に相談を!

質問・相談	問合せ先
産業廃棄物全般、 処理業許認可など	豊田市 環境部 廃棄物対策課 〒471-8501 豊田市西町3-60 豊田市役所環境センター3階 TEL：0565-34-6710
一般廃棄物の処理に 関すること	豊田市 環境部 循環型社会推進課 〒470-1202 豊田市渡刈町大明神39-3 TEL：0565-71-3001
産業廃棄物管理票 (紙マニフェスト)について	(一社)愛知県産業資源循環協会 〒460-0022 名古屋市中区金山2-10-9 第8フクマルビル5階 TEL：052-332-0346
産業廃棄物管理票 (電子マニフェスト)について	(公財)日本産業廃棄物処理振興センター・情報処理センター 〒102-0084 東京都千代田区二番町3番地 麹町スクエア7階 TEL：0800-800-9023 (サポートセンター・通話料無料) 月曜日～金曜日/9:00～17:00(除外日あり)

Environmental Regulations for Businesses in Toyota City 02



豊田市では、事業者と共働して持続可能な社会の構築に取り組むため、豊田市の環境を守り育てる条例第43条に基づき「環境の保全を推進する協定」を市内の事業者33社と締結しています(令和4年4月1日現在)。

この協定を締結した事業者と市で「環境の保全を推進する協定協議会」を平成22年1月21日発足し、協定事業者間の情報交換や、市内の事業者全体の環境への取組の向上、環境関連技術の底上げを目的とした活動を行っています。

この資料は、「環境の保全を推進する協定協議会」が、上記の目的で市内の中小企業を対象として、廃棄物・リサイクル分野に関して環境に対する取組や環境法令の概要に関する事項について作成した環境教材です。

2016年3月 第1版

2023年2月 第3版

環境の保全を推進する協定協議会 事務局：豊田市 環境部 環境保全課

所在地 〒471-8501 豊田市西町3丁目60

電話 0565-34-6628

FAX 0565-34-6684

E-mail k_hozen@city.toyota.aichi.jp

URL <https://kankyou-hozen.org/>



ベジタブルインキマーク